

# 高槻市土砂埋立て等の 規制に関する条例 今後のあり方について

環境政策課

# 1. 土砂条例の概要と運用実績

## □ 正式名称

高槻市土砂埋立て等の規制に関する条例（H28.4施行）

## □ 制定契機

土砂埋立てに係る法整備が不十分な中で、本市の北部森林等への無秩序な土砂による埋立て（および、これに伴う土砂災害発生）の未然防止

## □ 規制概要

- ✓ 500～3,000m<sup>2</sup>かつ高さ1m以上の土砂埋立は、許可が必要（3,000m<sup>2</sup>以上は府土砂条例に基づき、許可が必要）
- ✓ 事前協議、土地所有者の同意、住民説明会が必要
- ✓ 擁壁の設置など構造上の基準に適合することが必要（許可の基準）

## □ 運用実績

許可 1 件

## 2. 土砂規制に係る最近の動向と盛土規正法のポイント

### □ 最近の動向

静岡県 熱海市で大雨で土砂が崩落し、甚大な被害 (R3.7)



国では、危険な盛土等を**全国一律の基準で包括的に規制**するため、宅造法を改め**“盛土規制法”**とし、規制内容を強化

### □ 盛土規正法の強化ポイント

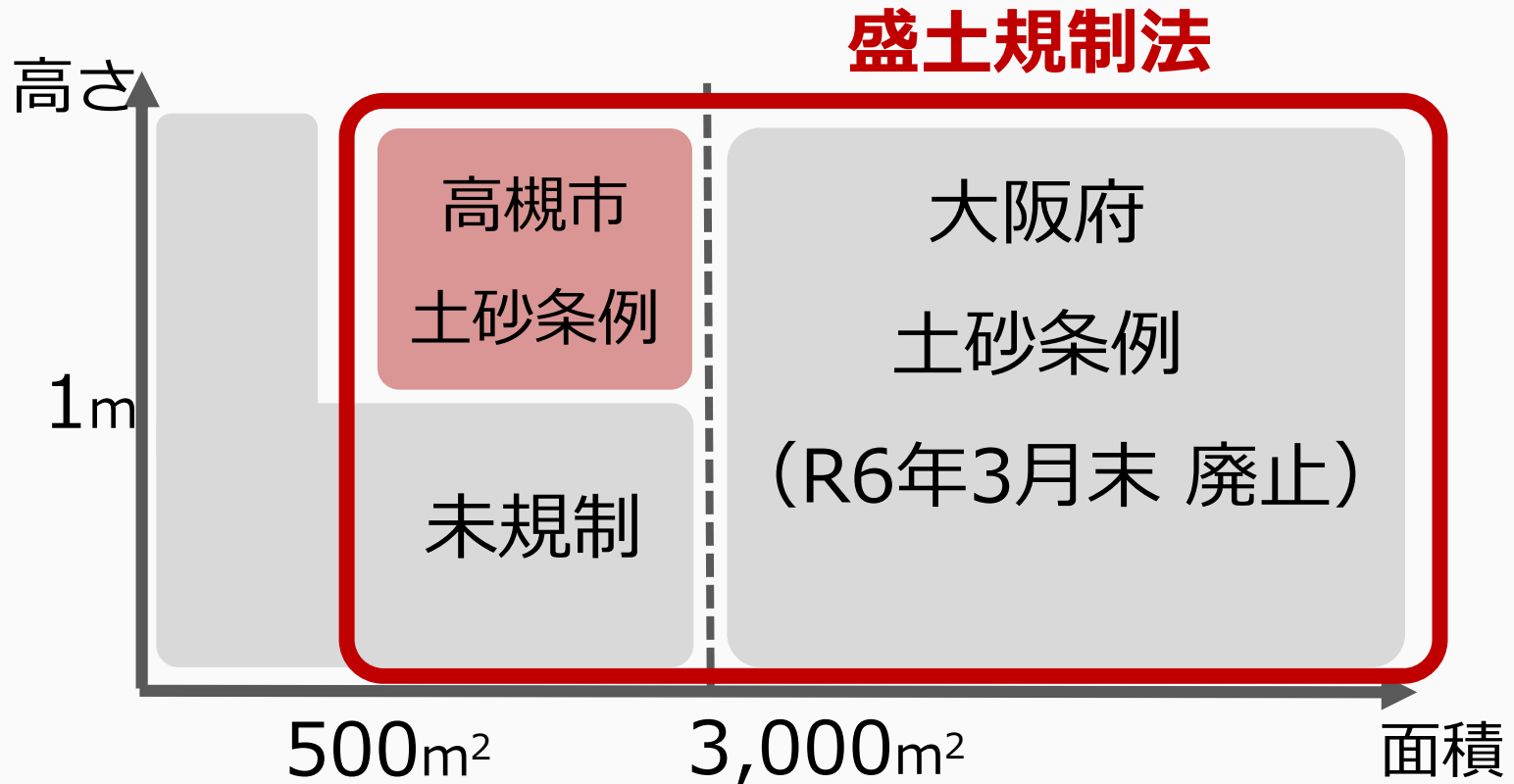
①宅地造成等を目的としない盛土も規制対象

(次ページで説明)

②規制対象区域が拡大 (本市では市北部から市全域に拡大)

### 3. 盛土規制法による新たな規制領域

- ✓ 盛土規制法では、宅地造成を目的としない盛土を新たに規制（土砂条例の主な対象である“土砂の堆積”も規制対象）
- ✓ 従来は土砂条例のみで規制されていた下図の領域  
➡盛土規制法においても規制対象に（規制領域の重複）



## 4. 今後の在り方

盛土規制法は、土砂条例と同様の規制内容となっていることから、**大阪府と同様に廃止**する。

※土砂条例には土壌汚染対策等に関する規定もあるが、土壌汚染対策法の改正により対応可能

